八　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。）

第三十六条第二項第四号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第八号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第九号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第十号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第十一号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第十二号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第十三号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第十四号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第十五号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第十六号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第十七号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第十八号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第十九号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第二十号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第二十一号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第二十二号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第二十三号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第二十四号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第二十五号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第二十六号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第二十七号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第二十八号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第二十九号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第三十号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第三十一号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第三十二号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第三十三号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第三十四号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第三十五号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第三十六号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第三十七号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第三十八号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第三十九号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第四十号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第四十一号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第四十二号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第四十三号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第四十四号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第四十五号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第四十六号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第四十七号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第四十八号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第四十九号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第五十号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第五十一号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第五十二号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第五十三号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第五十四号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第五十五号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第五十六号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第五十七号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第五十八号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第五十九号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第六十号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第六十一号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第六十二号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第六十三号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第六十四号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第六十五号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第六十六号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第六十七号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第六十八号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第六十九号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七十号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七十一号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七十二号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七十三号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七十四号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七十五号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七十六号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七十七号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七十八号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同項第七十九号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法